



■ 目次

FASBが金融資産の譲渡とVIEの連結に関する会計処理の改善についてのコメントを募集
FASBとIASBが覚書を更新; 主要なコンバージェンス・プロジェクトの完了目標を2011年に設定
FASBがクレジット・デリバティブの追加的開示を義務付ける最終指針を公表
その他のFASB関連記事
EITF Observer – 2008年9月号
公開企業にMD&Aの中で公正価値に関する追加的開示を提供することを提案するSECレター
SECがマネー・マーケット・ミュチュアル・ファンドに対する銀行のサポートに関する会計的な問題点を明確化
SECがPCAOB監査基準第6号「財務諸表の一貫性の評価」を承認

■ FASBが金融資産の譲渡とVIEの連結に関する会計処理の改善についてのコメントを募集

今週、米国財務会計基準審議会(FASB)は、金融資産の譲渡および変動持分事業体(VIE)の連結に関する会計処理を大幅に変更することを目的とした、3つの別個ではあるが内容が相互に関連する公開草案を公表してパブリックコメントを募集しました。この草案はFASB基準書第140号「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」(FAS 140) およびFASB解釈指針第46号(R)「変動持分事業体の連結」(FIN 46(R))の修正を含み、最近の信用危機で浮き彫りとなった、これらの基準のそれぞれの会計モデルの欠陥として認識されているものへの対応策として作成されています。

FASBはこの提案により、現在連結除外となっているオフバランスシート事業体の視認性が向上し、売却あるいは担保付借入としての金融資産の譲渡の会計処理に関する実務上の問題に対応できると考えています。付随するFASB職員意見書(FSP)案は、FAS 140およびFIN 46(R)への修正案の適用予定日より前から、修正案の開示要件のほとんどを公開企業に義務付けることとなります。

FAS 140およびFIN 46(R)の修正が現在の提案内容どおりに承認されれば、12月決算会社においては2010年から適用開始となります。公開企業に対するFSP案の適用は、最終FSPの発行日より後に終了する最初の(期中または年度)報告期間からとなります。FASBは最終FSPの公表を2008年第4四半期に予定しており、これは12月決算公開会社においては2008年度の年度財務諸表からの適用となることを意味します。

このFSP案に対するコメント募集は10月15日まで、FAS 140およびFIN 46(R)の修正案に対するコメント募集は11月14日までです。

▼ 3つの公開草案の全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/draft/index.shtml>

なお、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)では、DataLine 2008-21において、この公開草案が提案通り承認された場合に発生する最も重要な変化を強調し、関連する会計上の検討事項に対するPwCの洞察を提供しています。

▼ CFOdirect Networkのメンバーは、このDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=AALN-7JJSQG&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ FASBとIASBが覚書を更新; 主要なコンバージェンス・プロジェクトの完了目標を2011年に設定

国際会計基準審議会(IASB)およびFASBは2006年に取り交わした覚書の更新を公表しました。更新された覚書では、両審議会が2006年以來の進展の報告を行い、主要な共同プロジェクトの完了目標を2011年に設定しています。改善あるいは新しい基準の創設のために両審議会が共同作業を行っている主たる分野には、財務諸表の表示、リース、負債と資本の区別、収益認識などがあります。両審議会はこうした基準が世界中の投資家や資本市場のための財務情報の品質、一貫性、そして比較可能性を改善すると考えています。米国証券取引委員会(SEC)が最近公表したIFRSロードマップ案では、米国による2014年までにIFRS利用を義務化するかどうかの評決の一環として、SECは両審議会による2011年のコンバージェンスにむけた継続的に進展の評価を行うことになっています。

▼ このMOUの全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.fasb.org/intl/MOU_09-11-08.pdf

■ FASBがクレジット・デリバティブの追加的開示を義務付ける最終指針を公表

FASBはFSP No. 133-1 and FIN 45-4「クレジット・デリバティブおよび特定の保証に関する開示: FASB基準書第133号およびFASB解釈指針第45号の修正; およびFASB基準書第161号の適用日の明確化」を公表しました。このFSPは、クレジット・リスクの変動がクレジット・デリバティブの販売者の財政状態、財務業績、そしてキャッシュ・フローに及ぼす潜在的な負の影響に関するより多くの情報を求めることにより、クレジット・デリバティブの開示を改善することを意図しています。このFSPは主としてクレジット・デフォルト・スワップを取り巻く透明性の改善を目的として公表されました。クレジット・デリバティブについては、最近の信用危機が原因となり、販売者の一部が潜在的あるいは現実にデフォルトに直面し、結果として多額の負債および(あるいは)潜在的な信用格付の低下がもたらされています。

この新しいFSPにより義務付けられる開示は2008年11月15日より後に終了する(年度または期中)報告期間から適用となります。

▼ このFSPの全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.fasb.org/pdf/fsp_fas133-1&fin45-4.pdf

■ その他のFASB関連記事

プロジェクトの更新: FASBは保険契約の会計処理に関するプロジェクトの概要を更新しました。

http://www.fasb.org/project/research_projects.shtml#insurance

Weekly Action Alert: Action Alert No. 08-38 は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/action/aa091808.shtml>

■ EITF Observer – 2008年9月号

FASBの発生問題専門委員会(EITF)は9月10日に会議を開催しました。この会議において、EITFはIssue 08-5「公正価値で測定された第三者の保証のある負債の発行体の会計処理」についての最終合意に達しました。この合意に基づき、第三者の信用補完(保証契約等)を伴う負債の発行体は、負債の公正価値の測定に信用補完の影響を含めはならないこととなります。もし、この最終合意が9月24日の会議でFASBの承認を受けると、Issue 08-5のガイダンスは2008年12月15日より後に開始する最初の報告期間から将来に向かって認識および開示の両方に適用されることとなります。早期適用も認められます。

また、EITFはこの会議において、

- Issue 08-6「持分法の考慮事項」、Issue 08-7「防衛的無形資産」および Issue 08-8「連結子会社の株式に基づき決済金額が決定する(またはそうした条件が組み込まれている)商品に関する会計処理」について公開合意事項に達しました。
- Issue 08-1「単一会計単位における収益認識」に関する合意を延期しました。

FASBは9月24日の会議において上記の公開合意事項についての検討を行い、承認されれば約30日間のコメント期間の対象となります。2008年11月の会議においてEITFによってすべてのコメントが検討されます。

▼ この会議で議論された各論点の詳細についてはPwCのEITF Observerをご覧ください。CFODirect Networkのメンバーは以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=AALN-7JLPV7&SecNavCode=TMCB-4L9HAU&ContentType=Content>

■ 公開企業にMD&Aの中で公正価値に関する追加的開示を提供することを提案するSECレター

SECの企業財務部は、公開企業に対して公正価値測定に関し確実に可能な限り明確かつ透明性が高くなるようにするため、経営者による討議と分析(MD&A)の開示の評価を継続することを要請した2008年3月発行のSECレターのフォローアップ・レターを公表しました。このフォローアップ・レターは現在活発に取引されておらず、企業の経営成績に重要な影響を及ぼす可能性のある金融商品の開示に特に焦点を当てています。具体的には、このレターでは、企業に対し投資家が会計処理をより良く理解できるように、公正価値測定の基礎となる判断や前提条件をめぐるより多くの開示を提供するように勧めています。

▼ このSECレターの全文(サンプル版)は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://sec.gov/divisions/corpfin/guidance/fairvaluetr0908.htm>

■ SECがマネー・マーケット・ミューチュアル・ファンドに対する銀行のサポートに関する会計的な問題点を明確化

今週、SECの主任会計士室(OCA)はマネー・マーケット・ミューチュアル・ファンドに対する銀行のサポートは通常はそのファンドを貸借対照表において表示する必要はないことを明確化しました。OCAでは、スポンサーとなる金融機関がそのマネー・マーケット・ファンドの資産に関連する将来の期待リスクの過半数を負担しない場合には、サポートを受けたマネー・マーケット・ファンドのオンバランス化を行う会計処理は必要ないと考えています。この期待リスクには、利率、流動性、信用、およびマネー・マーケット・ファンド資産の価値に影響を与えることが予測されるその他の関連リスクが含まれています。

▼ このプレスリリースの全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/news/press/2008/2008-205.htm>

■ SECがPCAOB監査基準第6号「財務諸表の一貫性の評価」を承認

9月16日、SECは公開企業会計監視委員会(PCAOB)の監査基準第6号「財務諸表の一貫性の評価と修正」(AS 6)を承認しました。AS 6はAU section 420「一般に公正妥当と認められた会計原則の適用の一貫性」に代わるものです。AS 6は、FASB基準書第154号「会計上の変更および誤謬の修正」(FAS 154)に照らした企業の財務諸表の一貫性の評価と報告における監査人の責任を明確にして改訂しています。AS 6はPCAOB監査基準に基づく既存の監査人の責任に基本的な変更を与えるものではありません。

AS 6および関連するその他のPCAOB基準の修正により、監査に関連する基準書等の専門用語がFAS 154の専門用語に一致させられることとなります。また、当該基準およびその修正では、監査人に対し報告書において説明パラグラフを記載する場合に会計方針の変更と虚偽表示の修正の識別を義務付けることを検討しています。

▼ AS 6を承認するSECの命令の全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/rules/pcaob/2008/34-58555.pdf>

お問い合わせ: あらた監査法人(広報)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.